

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 学級編制の標準の改正

公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の同学年の児童で編制する学級に係る一学級の児童の数の標準を四十人（第一学年は三十五人）から三十五人に引き下げること。（第三条第二項関係）

第二 附則

一 施行期日

この法律は、令和三年四月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 経過措置

1 令和七年三月三十一日までの間における一学級の児童の数の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第二学年から第六学年まで段階的に三十五人とするを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、四十人とする事。

（附則第二条第一項関係）

2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。（附則第二条第二項及び第三項関係）

三 検討

政府は、公立の義務教育諸学校における教育水準の維持向上のためには、学級規模及び教職員の配置の適正化を図ることに加え、多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行うとともに、教員以外の教育活動を支援する人材（外部人材）を活用することが重要であることに鑑み、この法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うとともに、教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（附則第三条関係）

四 その他関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第四条関係）